

沖縄県の公文書管理 6

利用制限の審査



目録を作成した文書は、利用制限の審査、装備を経て、保存・公開されます。

▶ 利用制限の審査

文書にはさまざまな情報が記載されています。文書を利用に供するにあたっては、プライバシー保護その他の理由により、利用を制限する必要があるか審査し

ます。個人情報に係る利用制限は、下表に従い、時の経過により解除され利用できるようになります。

一般の利用に供しない公文書等に記録されている情報	該当する可能性のある情報の種類の例	経過年数
個人の秘密 であって、当該情報を公にすることにより、 当該個人 の権利利益を不当に害するおそれのあるもの	(1) 学歴又は職歴 (2) 財産、所得又は経済活動 (3) 採用、選考又は任免 (4) 勤務評定又は服務	30年以上 50年未満
個人の重大な秘密 であって、当該情報を公にすることにより、 当該個人 の権利利益を不当に害するおそれのあるもの	(1) 国籍、人種又は民族 (2) 家族、親族又は婚姻 (3) 信仰、信教又は思想 (4) 伝染性の疾病、身体の障害その他の健康状態 (5) 保護又は扶助の措置	50年以上 80年未満
個人の特に重大な秘密 であって、当該情報を公にすることにより、 当該個人及びその遺族 の権利利益を不当に害するおそれのあるもの	(1) 門地 (2) 遺伝性の疾病、精神の障害その他の健康状態 (3) 犯罪歴又は補導歴 (4) 事件又は人権侵害の被害	80年以上

▶ 装備

簿冊ごとに**資料コード**を貼って管理します。専用の保存箱には**収納コード**を貼付し、所在管理します。



▶ 公開・保存

書庫に保存し、閲覧申請に応じて出庫します。

